

◎ 農地の適正な管理

耕作が放棄され、農地として有効に活用されていない遊休農地が増加しています。 遊休農地は、病害虫や雑草の発生源となり、周辺の農地や住宅へ迷惑をかけるばかりでなく、 ごみを捨てられるなど、生活環境悪化の原因となるおそれがあります。 農地を所有される方は、草刈りなど適正な管理をお願いします。

◎ 農地パトロール(利用状況調査)の実施

「農地等の利用の最適化の推進」は、農業委員会の重要な業務の一つです。

農地等の利用の最適化の推進とは 農地等の利用の効率化・高度化を 促進することです。



- ① 担い手への農地利用の集積・集約化
- ② 遊休農地の発生防止・解消
- ③ 新規参入の促進

農業委員会では農地パトロールにより、遊休農地の把握・解消、農地の利用集積に取り組みます。

活動計画

- ① 農業委員と農地利用最適化推進委員が,調査担当区域を定め農地パトロールを実施します。
- ② パトロールにより、遊休農地(荒廃農地)等を把握します。
- ③ 再生可能な農地か否かを検討します。
- ④ 再生可能と決定された農地については、所有者に利用意向調査を行います。 利用意向調査の結果によっては、農地中間管理機構の活用などの対応を検討します。
- ⑤ 再生困難と決定された農地については、「非農地通知書」を交付するとともに、農地台帳を整理します。

「非農地通知書」を受け取られた方は、この通知書により法務局で地目変更の手続ができます。

◎ 空き家バンクに付随する農地

呉市内の農地を耕作目的で取得する場合に、取得後の農地の合計面積が10アール(1,000㎡)に達しないときは、農業委員会の許可を得られません。

しかし、空き家に付随して取得される農地で一定の要件を満たすものについては、面積要件を、0.1アール(10㎡)に緩和しています。

主な要件

- 「呉市空き家バンク」に登録された空き家に付随した農地であること。
- 空き家と付随した農地の所有者が同一であり、その距離が無理なく耕作できる範囲であること。
- 現に耕作されておらず、または今後遊休化するおそれのある農地であること。
- 付随する農地を取得する者は、市外からの移住者であること。
- 農地のすべてを効率的に耕作し、周辺の農地利用に支障を及ぼさないこと。

○ 農地を貸し借りするためには手続が必要です

- ① 農地法第3条の規定による農業委員会の許可
- ② 農業経営基盤強化法に基づく利用権の設定(市街化区域は設定できません。)

「農地中間管理事業」を活用してみませんか?

農地中間管理事業とは、②の制度を利用した農地の貸し借りの仕組みです。

貸付

農地の集積・集約化

貸付



- ○公的機関なので安心 して農地を貸すことが できます。
- ○賃借料は機構から支 払われます。

農地中間管理機構

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団 〒730-0051 広島市中区大手町四丁目2番16号 ☎082-541-6192

農地の出し手と受け手をつなぐ農地の中間的な受け皿として<mark>県知事が指定する法人</mark>です。 市町,農業委員会,JA等と連携・協力して農地の貸し借りを進めていきます。



- ○長期に安定して集約 化された農地の借入れ ができます。
- ○賃借料は機構に支払 うことで事務が一本化 できます。

貸付申込みは 随時受付中です。 地域での話合いにより「人・農地プラン」を 作成した地域で重点的に実施します。

借受希望者は 公募制です。

◎ 一人ひとりの農業者を応援する農業者年金

農業経営と老後の生活を守るため、農業者年金に加入しましょう。

60才未満で、国民年金第1号被保険者の農業者(年60日以上農業に従事)であれば加入できます。

支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。

認定農業者など一定の要件を備えた意欲ある担い手には、国から保険料の補助が受けられます。

詳しくは農業委員会事務局・各JAへ

◎ 「全国農業新聞(週刊)」を読んでみませんか

全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会組織が発行する農業総合専門誌です。

農業に関する情報をわかりやすく解説し、家族全員が楽しめる記事も充実しています。

また、地域の話題やイベント情報などを提供しています。

【毎週金曜日発行 購読料:月700円(送料、税込み)】

お申し込みは農業委員会事務局へ



◎ 令和3年度呉市の農業関係の助成制度

新規就農者総合支援事業

問い合わせ:農林水産課 農業振興センター **☎**77-0374

新規就農定着 支援奨励金

呉市内で営農開始して5年以内で60歳以下の方(農業者大学校卒業者又はそれと同等の技術を有する者で、農業経営計画を作成し達成できる者。このほか諸条件あり。)に、必要な設備・機械・農地取得等に要する経費を助成します。100万円以内、ただし、農業後継者の場合は経費の2分の1以内

実践農業技術研修 支援奨励金

新規就農者(研修終了時45歳以下)の就農前研修(6か月以上2年以内)にかかる経費を助成します。研修受入先(呉市内認定農業者)に一人あたり96万円以内

新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間,経営安定を図るための資金を給付します。経営開始1年目~3年目150万円,4年目~5年目は120万円(最長5年間)次の条件をすべて満たすこと。

農業次世代人材 投資資金 (経営開始型)

- ●独立・自営就農時の年齢が50歳未満であること
- ●農地の所有権又は利用権を有していること
- **●自ら作成した青年等就農計画が認定され、主体的に農業経営ができること**
- ●農業大学校や県指定の認定研修施設で農業技術等を習得し、青年等就農計画の達成が確実に見 込めること
- ●人・農地プランに中心経営体として位置付けられていること

※このほかにも条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

担い手農家への農地集積支援

問い合わせ:農林水産課 農業振興グループ ☎25-3318

農地利用集積 促進事業

呉市が認定した新規就業者や農業者などの担い手へ農地の利用集積を進め安定的な農業経営を推進するため、農地所有者・農地の借り手に助成します。

認定農業者等が新規で5年以上の借地をした場合の農地所有者・農地の借り手

●10アールあたり 15,000円

有害鳥獸対策事業

問い合わせ:農林水産課 農林保全グループ ☎25-3339

防護柵等資材購入助成事業

有害鳥獣による農作物等の被害を防ぐため、防護柵等の設置又は既に設置してある防護柵等の補 修や畦畔の復旧等に必要な土のう袋の購入費用の一部を助成します(条件があります)。

●助成金額は事業対象資材の購入費の1/3以内で、同一年度で6万円以内です。

大規模防護柵 貸与事業

農業者等が共同で大規模な防護柵を設置する場合、必要な資材を無料でお貸しします。耕作農地 30アール以上、延長200メートル以上などの条件がありますのでお問い合わせください。

捕獲報償金

呉市内で適法に有害鳥獣を捕獲した方に助成します。

●捕獲:イノシシ・シカ1頭 4,000円, サル1頭 10,000円

●埋設: イノシシ・シカ・サル1頭 5,000円

(狩猟による捕獲は除きます。)

狩猟免許取得助成

有害鳥獣捕獲のため、新たに狩猟免許を取得する場合に、 講習会受講料及び試験受験料を助成します。



○ 農業用ため池の維持・点検

問い合わせ:農林土木課 ☎25-3323

台風などの大雨に備えて、日頃から所有者・管理者が草刈りなどの維持管理・点検などを行い、異常を早期発見できるようにしましょう。

- ●洪水吐、取水施設及び堤体の点検を行ってください。
- ●洪水時に備え、洪水吐のつまりの原因となる、ため池内の流木、浮遊物を除去してください。
- ●かんがい用水の確保に留意しつつ、可能な範囲で水位を低下させてください。
- ●ため池の変状が認められた場合は、呉市役所農林土木課へご連絡ください。